

令和4年度第2回千葉県子ども・子育て会議 議事概要

- 1 日 時 令和5年2月2日（木）午後3時00分から午後5時00分まで
- 2 方 法 ZoomによるWEB会議
- 3 出席委員 阿部委員、今村委員、大竹委員、大野委員、小川委員、風間委員
加藤委員、酒井委員、眞田委員、瀧本委員、藤澤委員、保科委員
松山委員、矢萩委員
- 4 関係課 総務部学事課
健康福祉部児童家庭課、健康福祉部子育て支援課、
健康福祉部障害福祉事業課
商工労働部雇用労働課
教育庁生涯学習課、教育庁学習指導課、教育庁特別支援教育課
- 5 議 題 (1) 千葉県子ども・子育て支援プラン2020の中間見直しの素案について
(2) その他報告事項（令和5年度当初予算案について）

議題1 千葉県子ども・子育て支援プラン2020の中間見直しの素案について

子育て支援課 資料1から5に基づき説明。質疑応答（概要）は以下のとおり。

小川委員

学童クラブ数については、箇所数から支援の単位数に変わったということであるが、この支援の単位数というのは、実際には1か所で100人ぐらい、多いところは200人近い児童を入れて、その中だけ支援の単位を40人で割って報告している市町村があると聞いている。

そういうところは県としては把握されているのか。これは補助の方の問題にもなってくると思うが、これをどのように把握しているのか。

子育て支援課

市町村によっては独自の条例等で定員をそれぞれ決めているというところは把握しているが、1か所で100人というのは、把握していない。

県としては、配置の基準や補助の単位として把握しやすいのは支援単位数である旨市町村から話があったため、それを基に目標についても支援単位数に今回見直しをさせていただいたところである。

小川委員

定員をとにかく入るだけ入れた後、40で割って支援単位数という報告の仕方をしていて、本来ならば補助の対象というのは1つの部屋の児童の数で決まっているはずで、それを単純に40で割って支援の単位数として、それで補助を出されているということ把握しているのか。

つまり、そういうこともきちんと把握された上で支援の単位数をきちっと見てほしいということを申し上げる。

子育て支援課

確かに市町村によっては定員が非常に多い。100名とまでは把握はしていなかったが、できるだけ適正な規模での放課後児童クラブの運営をしていただくように、県としては呼びかけていきたいと考えている。

阿部委員

先ほど新規の事業ということで資料4の12ページの185、保育アドバイザー派遣事業というのが新規に立ち上がって、質の問題に対応するということであつた。

過去に幼稚園の教育アドバイザー、保育アドバイザーという方の人数を伺ったときに、5人ほどいたということを記憶しているが、この保育アドバイザーはどれぐらいの人数がいて、具体的にはどういう形で保育園に入っていくものなのか教えていただ

きたい。少し前まで、不適切な保育、虐待だとか様々なことが起きて、保育現場が相当大変なことになっているという感じを受けているので、質を上げていくことが物すごく急務だと思う。

子育て支援課

保育アドバイザーについては、来年度の新規事業ということで、これまで教育庁が行ってきた幼児教育アドバイザーとは別に立ち上げるものである。大きな違いは、幼児教育アドバイザーが、幼稚園、認定こども園のほか、保育所のほうも対象としており、保育アドバイザーは、保育所と幼保連携と保育所型の認定こども園が対象ということで、幼稚園が対象外になっている。

また、保育アドバイザーについては、幼稚園教諭のOB、OGの方であるとか、小学校低学年教諭の経験者など、幼児教育に知見のある方に県が委嘱しまして、実際に毎週1回、特定の保育所、認定こども園に通ってもらい、前期・後期ということで、前期3か月間、後期3か月間、合計6か月間、毎週1回、その保育所に行っていて、保育士さんと一緒に、実際に午前中、保育をやっていただく。子どもたちと一緒に遊ぶというか、保育を実践する中で、保育指針等にある物の数量であるとか性質であるとか、あと自然科学、そういったことに興味・関心を持つような子どもの気づきを捉えて、そういったところをどうやって伸ばしていけばいいのかというのを、ベテランの先生が声かけだとか、環境づくりであるとか、そういったことを若い保育士さんなどにお手本を示していただく。

午後は、当日の保育の振り返り、あとは申し送りということで、週に一度ですので、アドバイザーが気になった子どもとか、そういったことを保育士さんと情報共有をすることで、それを繰り返していくことによって、その保育所での子どもの科学的な物の見方だとか考え方とかを子どもが自ら学び取る、感じ取るというような保育を根づかせたいという趣旨で実施する。

箇所数については、3から5施設ということで、1年目ということもあり、モデル事業のような位置づけで、試行錯誤しながらやっていく。

アドバイザーについては、大学の先生に総括アドバイザーという職をお願いすることにもなっている。そちらで年度当初に1度、顔合わせをして、こういった形で保育をやっていきましょう、というような形で、基本的なところの意識統一を図って、あとは個別にやりながら、総括アドバイザーに相談したり、県も一緒に入って施設をもっとよくしていくにはどうしたらいいとか、そういった形で話し合いをしたりしながらやっていこうと考えている。

阿部委員

それでは、幼児教育アドバイザーと保育アドバイザーは違う方がなさるということになるが、その連携のようなものはあるか。

改めて言うことでもないが、幼稚園教育要領においても、保育所保育指針において

も保育の内容は同じで、特に科学的なことだけを取り出してどうというのは、幼稚園でも保育園でもしないのではないか。

アドバイザーの方たちの質、大変失礼な言い方ではあるが、どういうアドバイスをされるかということで保育の質がかなり左右されるのかなと思う。できるだけ多くの方たち、つまり保育アドバイザー、あるいは幼児教育アドバイザーと分かれていないで、両方そろって子どもたちの教育について話合いができればいいと思う。

それから、保育所は0歳から、認定こども園も保育所型は0歳から子どもがいるかと思うんですけど、やはり0歳から教育があるので、その辺のところもどういうふうにやっていくのかというあたりも、私はこれからとても重要になると思うので、研究をたくさん積んで、質の向上に寄与できるような制度にしていってほしい。

それから、最初はモデル事業ということなので、徐々に数を増やしていただければいい。

子育て支援課

幼児教育アドバイザーとの連携については、具体的な内容までは今はっきり申し上げられないが、立ち上がり後、連携のほうは進めていきたいと考えている。

それから、科学的な物の見方に限らない、という点は、おっしゃるとおりで、あくまでも保育の総合性というところは損なうことはないと考えている。

ただ、御存じだと思うが、OECDの調査では、日本の幼児教育において数的発達支援などのスコアが諸外国に比べて低い。それは、保育士とか幼稚園教諭とかの養成機関においても、そういったカリキュラムを受けていない保育士さんとか幼稚園教諭が多いというような結果も出ており、加えて、保育所というのが待機児童対策ということで、近年非常に数が増えている一方で、処遇改善がなかなか進まず離職率が高いというような、若い先生は多いけれども、なかなか定着しないといったところがあるので、そういったところを踏まえ、子どもの1つの特定の能力を伸ばすというようなことではなくて、あくまでも子どもの主体性を伸ばしていく。

子どもと一緒に機会を捉えて、数を数えるとか、そういったこともみんなで体験をする中で、物の性質とか数とかということに触れていくと、子どものそういった関心とか感覚が磨かれていって、子どものほうもそういったことについてもどんどん興味を持って、自分で考え、それが思考力であるとか表現であるとか、全体に及ぶことではあると思うが、アドバイザーの趣旨としては、全体ではなくて科学的な物の見方や考え方を育む保育を中心にお手本を示していただきたいと考えている。

0歳児からの教育の点については、こちらで考えているのは5歳児クラスに入ってもらってやるというのを原則として考えているが、そこは施設との話合いで4歳児なり3歳児というところでやる可能性はあるかと思っている。

阿部委員

低年齢の子どもたちは、もう既に生活や遊びを通して、そこが充実する中で様々な

力が伸びていくということが幼児教育の独自性なので、そこは損なわれないように、やはり楽しく遊ぶのは大切だが、先生方の質は何かというと、遊びの中で子どもが経験していることをきちんと意識できる、そして次の計画に生かせるというところ、それが先生方の保育の質を上げることの一番重要なことだと思う。

それとOECDの調査の話があったが、世界の調査の中で日本の子どもたちが自己肯定感が弱い。やはり自己肯定感がきちりあって、つまり人との関係がしっかりできていた上で、子どもたちが積極的に環境や何かに関わって学んでいく。子どもの学びを先生たちがきちんと理解して、子どもをよく理解するところから入っていかないと、いきなり5歳になって数が分かるようになってきたりとか、あるいはそこから何かしたりということではなくて、やはり積み重ね、発達の連続性はそういうことだと思う。連続して育っていくものなので、できれば早いところから、つまり早くから数を教えるとか、そういうことじゃなくて、生活や遊びを通して、そういうものが育つような保育とか教育ができるような先生たちに育てていただければいいのかなと思う。いい制度だと思うので、ぜひ充実させていってほしい。

風間委員

今、阿部先生がお話ししてくださったようなことが配慮されるアドバイザーを派遣していただけたとしたときに、なぜ私立幼稚園は対象でないのかなと思ったので、そこを教えていただきたいなと思う。

子育て支援課

幼稚園には大変申し訳ないが、今まで保育関係が、待機児童解消のために施設数、定員数を拡大するというところでどんどん進めてきた中で、ある程度待機児童数が減少してきたという状況を踏まえて、保育の質のほうにも、今後、県として力を入れていこうという趣旨で、まずは保育関係を対象としてモデル事業として開始するところである。

幼稚園については、モデル事業は1年では結果が出ないと思うので、数年かけていく中で、幼稚園は今後、検討させていただくことになると思う。

風間委員

モデル事業であればなおさら幼稚園も取り上げていただけたほうが、いろんなモデルが見えていいのかなとも思う。

瀧本委員

資料3の4ページ、保育所の定員数が目標値が下がっているが、この下方修正をした目標値で、その次の待機児童数ゼロは達成できると、県としてそういう認識でいるということでのいいのか。

それから、5ページの55番で小規模保育事業所の定員数も下がっている。下方修正

をしているが、それと資料の5のほうで、今回の見直しイメージの中で小規模保育事業などの普及が必要となると、2ページのところでも、これを推進していくというところがあるが、この辺の整合がどういうふうに理解をしたらいいのかなというところで、もう少し教えていただきたい。

それから、新規事業のところ、資料4の7ページ、通し番号で107番、小学校専科非常勤講師等配置事業、小学校の学級担任制から学科別の担任制に移行するに当たって、先生の絶対数が足りないという話を聞いている。地域によっては中学校の先生が小学校に教えに行くとか、そういったことでやりくりをしている地域もあるということを知ったことがあるが、この事業をやることによってこういったことが解消できると考えてよろしいのか。

子育て支援課

今回、保育所、小規模保育事業所どちらも目標値が下方修正になっているが、整備をしないというわけではなく、まだ子育て世帯が流入している地域や保育需要が増えている地域もあるので、引き続き整備はしていく。ただ、待機児童が令和4年4月1日で250名となっており、ピーク時に比べて人数が少なくなっている。保育所の利用率自体は下がっているわけではないが、母数となるお子さんの数が少なくなっているため、当初の目標だと受皿が過大になってしまうと考える。

学習指導課

小学校専科非常勤講師等配置事業については、各教育事務所、市町村教育委員会で専門性の高い専科教員、講師を見つけて人材を発掘し、より専門性の高い、質の高い授業をとということだが、もちろん地域によって、この人材がなかなか見つかりにくいという現状もある。

来年度は今年度よりも配置校数を増やして行う予定だが、今年度、人材バンクのようなものを示し、人材の融通について、柔軟に対応できるように、少しでも人不足というところを解消していくように行う予定でいる。

松山委員

保育アドバイザー派遣事業について、モデル事業ということで、実際、モデル事業が週1で6か月間ある。その事業の内容の評価については開示があるのか。また、選ばれる保育園はどのような基準で選ばれるのか。

子育て支援課

評価については、評価をするということは決まってはいるが、公表するかどうかもまだ結論が出ておりません。評価内容についても、なかなか定量的な評価が難しいので、今後、検討させていただきたいと思います。

施設の選定については、アドバイザーの方が通える範囲でということになるので、

初年度は少ない数で、先ほど阿部先生からもお話があったとおり、将来的には増やしていければなとは思っている。今年度についてはアドバイザーを引き受けていただける方が通える範囲という形で、個別に県のほうから市町村に御相談させていただいて、施設を1つ決めるというふうに考えている。

藤澤委員

保育アドバイザーに関して、本来、各園でアドバイザーを養成するような方向性が望ましいのではないかと。本来、各保育所、あるいは市単位等でアドバイザーを確保し、あるいは施設長なり主幹教諭なりがアドバイザーになるような形で、その方を養成し、その方が各市町村を巡回するなり、あるいは自園の質の向上につなげるような形に持っていかれたらいかがか。

保育アドバイザーも単に各施設を大学の先生が回ってアドバイスするというのでは、非常に時間がかかりますし、全ての保育施設がその恩恵を受けられるとは限らないので、アドバイザーそのものを養成する仕組みを作ってはいかがかと思う。

子育て支援課

この新規事業については、先ほども申し上げたとおり、保育所等が急増したという関係で、保育の質を今後上げていくというところから、スタートしている。

ただ、県として幼児教育を推進していくということであれば、風間先生がおっしゃったように、別に保育所に限らないんじゃないかという視点や、藤澤先生がおっしゃったように、個別に県が委嘱した人が行くよりも、各市町村、各施設でやるというのを将来的には目指していくべきだとは考えはあるが、来年度については、まずは手探りで始めさせていただくということである。

矢萩委員

資料5のイメージの2ページ、3ページにかけて、例えば「認可外保育施設に対して専門的な知見を持つ指導員を派遣」とある。この指導員については、どのような計画か。また、「研修も実施」とあるので千葉県での実績を伺いたい。

さらに、実態の把握ということで、「市町村と共有を図る」とある。監査等において質の担保ということを各市町村でなさっていると思うが、例えば基準項目に関して自主点検表を持っている自治体がどのくらいあるか把握しているのか、また、現状どのように共有が図られていて、今後この施策の中でどのような方向を考えているのか。

子育て支援課

認可外保育施設につきましては、御存じのとおり施設のほうで保育を行っている方が必ずしも保育士の資格を持っているわけではないので、そういった方々が保育をしていく上で、保育の専門的な知見を持った方々に保育の指導をしていただくという事業を行っている。

事業の1つとして、巡回支援指導という形で、年間約80程度の施設に指導員の方に訪問していただき、実際に保育の様子を見ていただいて、主に事故防止の観点からの指導をしていただいている。この指導員の方については、実際に認可施設等で長年勤務していただいた方や、大学の先生など、保育の専門的な知見を持った方に入って指導をしていただいている。

保育施設を回れる数は年間限られているので、より多くの施設の方に理解していただくために研修事業も行っている。研修事業については、令和4年度は、オンライン研修も行い、こちらは、200名以上の方に受講していただいた。

また、コロナ禍ではあったが、集合研修という形で、会場にお越しいただき研修を受講していただいた方々もいる。こちらの研修事業につきましては、今年は大学の先生と巡回支援指導の実際に現場を見ていただいた方に、保育の現場の状況や改善点、ほかの施設での取組などの具体例を示して、より理解を深めていただくための研修を行った。

市町村との共有の件については、認可外保育施設は認可施設と異なり、市町村が直接指導するという施設にはなっていないが、市町村にとっては地域の子どもたちを保育している大切な施設でもあるので、県として知り得た情報については、市町村に連絡をしている。

矢萩委員

監査における検査項目に関する研修は実施しているか。

子育て支援課

検査項目に関する研修は、現在、項目という形では行っていないが、質の確保・向上のための研修の中で、安全面、アレルギー対応、事故対応などの項目は行っているが、施設設備基準については研修という形では行っていない。

矢萩委員

認可外、認可に限らず様々な現場があると思う。施設の基準ばかりでなく保育実践、児童への処遇ということにも注力をお願いしたい。

阿部委員

先ほどの保育アドバイザーのモデル事業に関して、やはりアドバイザーの育成というのはすごく重要なので、検討していただきたい。

公開でモデル事業をするのだから、興味のある方がそこに参加をして、アドバイザーになろうとする方がそこに参加をして、話合いのときに何か一緒にしてみるとか、そうすると色々な目で、多方向から保育を検討することができて、より気づきがあるのかなと思う。

子育て支援課

令和5年度については、アドバイザーには成果発表会をお願いする予定になっており、派遣期間が終わった後に近隣の施設に声をかけて保育士を呼んで、成果の発表をしていただくということまで考えている。

風間委員

認定こども園へ私立幼稚園が移行したいという声を上げたときに、市町村のレベルで、市町村が経済的な問題があって、なかなかすぐには動けないという問題も出てきているようだが、県として市町村へ進んで受け入れるようにアドバイスはしているか。

子育て支援課

基本的には市町村のほうの計画に基づいて認定こども園の整備をしていくことになっているので、積極的何か広報しているというわけではないが、相談があれば支援はしている。

ただ、認定こども園になると市町村の運営費の負担が4分の1発生し、予算の兼ね合いがある。また、教育の定員、保育の定員があるので、市町村のほうの整備の計画に沿うように、早めに相談いただいて、予算も確保していただき、設備等が必要であれば、きちんと財源も確保できるように、円滑に進めていけるように配慮が必要かと思う。

議題2 その他報告事項（令和5年度当初予算案について）

子育て支援課 資料6に基づき説明。質疑応答（概要）は以下のとおり。

風間委員

子ども全体の保育の質を高めるという話が先ほどから出ていると思う。

幼稚園でも税金を払っている保護者が子どもを預けているので、幼稚園でも、やはり多くの教員が配置されるなど、子どもにとっていい環境をつくりたいと思うが、幼稚園に対してもいろいろな補助金を使えるように枠が広がっていかないものかなと思う。

学事課

私立の幼稚園に対しては、私学助成の枠組みの中で様々な補助を行っている。本日の事務局の説明では、様々な子育て支援に係る県の施策のうち、主に保育の部分を取り取って説明をさせていただいたところであるが、このほかにも、様々な県の子育て関係の施策を実施している。

幼稚園に対しても、来年度も一部、経常費補助金の単価の上昇や人材確保の補助の拡充といったことに取り組んでいるところであり、引き続き、幼児教育の充実を図るために私学助成の充実を図ってまいりたい。

風間委員

保育士修学資金等貸付事業、こういうものが保育の養成校に入る際に、保育士になると返済がなくなるなど、そういうようなものもあると思うが、これを受けて、幼稚園で働くという選択がなくなってくる学生さんたちが増えている。そういうことも含めて、幼稚園でも働いたら返済しなくていいとか、子育て支援課のほうでやっている事業が幼稚園でも使えるというようなことを広げていただいたり、分かりやすく明示していただけると良い。

学事課

保育士修学資金等貸付事業については、幼稚園に学生が就職しました場合も一部対象になるというところがあるが、御指摘のとおり、その点の周知などについては、今後引き続き、より周知が図られるように取り組んでまいりたい。

藤澤委員

保育士配置改善事業について、国基準で最低基準の保育士配置で質の改善なんていうことはあり得ないというのは、大前提である。これを見ると、市町村負担が3分の2あるわけで、市町村によっては、これを使っていない市町村もあるのではないかと気がする。県内でこの保育士配置改善事業をどの程度市町村が使っているのか。

また、保育士配置の最低基準というのが、不適切な保育の原因にもなっているが、保育士の配置基準はもう戦後50年以上も変わっていない。この基準の変更を県から国へ要望いただきたい。また、配置改善に要する費用は本来、国が出すべきお金であって、そのこともぜひ国にも要望していただきたい。

子育て支援課

県内には民間保育所等のある市町村が41あり、配置改善事業を使っていない市町村は2、または3程度ある。3分の2となっている市町村の負担割合については特定乳幼児・障害児受入分になっている。障害児の受入れに当たっては、国から市町村に交付税が交付されているということも勘案して、基本分、1歳児配置改善分とは補助率は変えてある。基本分と1歳児配置改善分は県と市で半分ずつとなっている。

国の配置基準は、県としても改善の必要があると考えており、例年、改善を国に要望している。